

毎週火、金曜に発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇訓令 鳥取県職員住宅管理規程の一部改正
- ◇告示 指定医療機関の廃止
- 医療機関の指定
- 指定医療機関の廃止
- 医療機関の指定
- 指定医療機関の変更
- 牛の流行性感冒予防注射の実施
- 豚コレラ予防注射の実施
- 土地改良事業計画書の縦覧

訓令

鳥取県訓令第四号

本庁内部部局

甲類 附属機関
地方機関

鳥取県職員住宅管理規程（昭和二十八年九月鳥取県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

昭和三十七年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表中

- 一〃 東鉄八号 〃 八〇〇円」を
 - 一〃 東鉄八号 〃 八〇〇円
 - 〃 東鉄九号 〃 六〇〇円」
- 改める。

附 則

この訓令は、昭和三十七年五月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第三百六十六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の規定により、指定医療機関から次のとお

り廃止の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和三十七年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称 所在地 診療科名 廃止理由 廃止年月日

坂本医院 東伯郡泊内科、小児科、整形外科、皮膚泌尿器科、泌尿器科 所在地変更のため 昭和三十七年三月三十一日

鳥取県告示第三百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定したので、同法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第二十一条の規定により告示する。

昭和三十七年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所在地 診療科名 開設者名
昭和三十七年六月一日 沢田歯科 東伯郡三朝町 齒科 沢田克己
穴鴨一六八

五月二十五日 綾産婦人科 鳥取市川外大産婦人科 綾 延期
科医院 工町三一
四月五日 坂本医院 敷片原 外科、内科、小児科、整形科、皮膚科
町四三ノ一 坂本義博

鳥取県告示第三百六十八号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和三十七年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称 所在地 診療科名 廃止理由 廃止年月日
岸 医院 八頭郡河原町大 一般 開設者老 昭和三十七年
字河原四〇 令のため 四月一日
岡垣医院 鳥取市今町一丁 産科 開設者死 三十六年十
目一二ノ五 婦人科 亡のため 二月三十一日
福永 氣高郡青谷町大 全科
字青谷四三六 二十九日

鳥取県告示第三百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定したので、同法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第二十一条の規定により告示する。

昭和三十七年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日 名 称 所在地 診療科名 開設者名
昭和三十七年四月一日 日南町国民健康 日野郡日南町生山五一ノ五 内科、外科、産婦人科 日野郡日南町長
保険 日南病院 木下 太郎
岸 医院 八頭郡河原町大字河原四八 岸 良 尚

鳥取県告示第三百七十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和三十七年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

旧 名 称 所在地 診療科名 変更年月日
岡垣駅前医院 同愛医院 鳥取市東品治町一一三 鳥取市東品治町一一三 外科、内科、耳鼻咽喉科 昭和三十
新 名 称 所在地 診療科名 変更年月日
同愛医院 鳥取市東品治町一一三 鳥取市東品治町一一三 外科、内科、耳鼻咽喉科 昭和三十
新 地 診療科名 変更年月日
耳鼻咽喉科 昭和三十
耳鼻咽喉科 昭和三十

鳥取県告示第三百七十一号
 家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の流行性感冒予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十七年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 牛の流行性感冒予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射の方法 皮下注射

別表

一 実施期日	二 次	三 実施区域	四 実施場所
--------	-----	--------	--------

七月十日	七月十一日	七月十二日	七月十三日	七月十四日	七月十五日
泊村泊 東郷町旧舎人 東郷町旧花見 旧東郷 三朝町旧旭	泊、舎人家畜診療所 花見 東郷 旭	三朝、三徳 三朝、三徳	関金町旧南谷 旧矢送 旧山守 倉吉市旧小鴨 三朝町旧小鹿 旧上小鴨	南谷 矢送 山守 小鴨 小鹿 上小鴨	北谷 北谷 旧北谷 旧高城 旧社 旧灘手 旧市内 旧上北条 旧西郷 旧上井

一 実施期日	二 次	三 実施区域	四 実施場所
〳	〳	北条町旧下北条	下北条
〳	〳	大栄町旧大誠	大誠
〳	〳	旧由良	由良
〳	〳	旧栄	栄
〳	〳	東伯町旧古布庄	古布庄
〳	〳	旧上郷	上郷
〳	〳	旧下郷	下郷
〳	〳	旧浦安	浦安
〳	〳	旧八橋	八橋
〳	〳	赤碕町旧以西	以西
〳	〳	旧成美	成美
〳	〳	旧赤碕	赤碕
〳	〳	旧安田	安田

鳥取県告示第三百七十二号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

鳥取県告示第三百七十三号

昭和三十七年六月一日付けで東伯郡大栄町大字妻波松井輝男ほか十七人の者から申請のあつた妻波土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

- 昭和三十七年六月二十九日 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚。ただし、生後五十日及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 昭和三十七年七月七日から八月六日までの期間各豚舎巡回注射
- 五 注射の方法 豚コレラ予防皮下注射

昭和三十七年六月二十九日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十七年七月三日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

東伯郡大栄町役場

鳥取県告示第三百七十四号

昭和三十七年一月三十日付けで賀露町土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(かんがい排水)事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十七年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十七年七月三日から二十日間とする。

二 縦覧場所

鳥取市賀露町 賀露土地改良区事務所

鳥取県告示第三百七十五号

昭和三十七年五月一日付けで米子市富益町 足立実三ほか十五人の者から申請のあつた米子市富益町北口土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十七年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(一) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十七年七月三日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

米子市役所